

令和 6 年度事業計画書

公益財団法人日本無線協会

令和 6 年度事業計画書

第 1 方針

1 概括

無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者養成のための養成課程及び認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練の各業務を、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより厳正かつ適切に実施する。

令和 6 年度の事業計画の策定にあたって、国家試験申請者及び養成講習受講者の見込数の算出については、令和 5 年度の実績数（4 月から 11 月までの 8 か月間）と令和 4 年 12 月から令和 5 年 3 月までの 4 か月間の令和 4 年度実績数の合算数を基本に、令和 6 年度に想定される諸事情を考慮して策定する。また、収支予算書については、令和 5 年度予算額との比較を基本に策定する。

2 国家試験事業

申請者数は平成 24 年度から減少傾向にあり、令和 6 年度についても同様に推移するものと見込まれる。資格別では、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第二級陸上無線技術士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第三級アマチュア無線技士については、ここ数年の傾向から若干の増加が見込まれるもの、その他の資格については、現状で推移、あるいは若干の減少が見込まれる。

また、国家試験の受験機会の拡大その他受験者利便の向上等のため、令和 5 年度までに第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士の 6 資格については、対面方式から CBT (Computer Based Testing) 方式による試験執行に移行したが、令和 6 年度以降についても継続して実施する。

3 養成講習事業

主任無線従事者講習は、令和 5 年度までに本部を除く 10 支部で対面方式での講習を廃止し、e-ラーニング方式による講習に移行したが、本部については、令和 5 年度と同様に対面方式での講習も合わせて実施する。受講者数は若干の減少が見込まれる。

養成課程は、第二級及び第三級陸上特殊無線技士の競合状態の影響等から、実施回数及び受講者数とも令和 5 年度に比べ減少が見込まれる。

認定講習、認定新規訓練及び無線従事者フォローアップ研修については、令和 5 年度事業の内容を概ね踏襲して実施する。

4 その他

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、職員に対する訓練・指導を徹底することにより、事業の確実かつ円滑な執行を確保する。更に各業務の状況に応じた事務処理体制の効率化により経費の見直し等を実施する等、経営の安定化に努めていくとともに、個人情報の保護及びセキュリティの確保に万全を期すこととする。

第2 事業計画

1 国家試験事業

(1) 試験申請者見込数

資格		6年度	5年度	増減	増減比 (%)
総合 無線通信士	一級	250	260	▲10	▲3.8
	二級	80	100	▲20	▲20.0
	三級	200	200	0	0
	小計	530	560	▲30	▲5.4
海上 無線通信士	一級	50	50	0	0
	二級	30	50	▲20	▲40.0
	三級	1,070	1,050	20	1.9
	四級	510	440	70	15.9
	小計	1,660	1,590	70	4.4
航空無線通信士		3,420	3,600	▲180	▲5.0
陸上 無線技術士	一級	7,730	8,340	▲610	▲7.3
	二級	1,060	1,040	20	1.9
	小計	8,790	9,380	▲590	▲6.3
特殊 無線技士	一海特	430	520	▲90	▲17.3
	二海特*	2,150	2,120	30	1.4
	三海特*	220	210	10	4.8
	レ海特	100	140	▲40	▲28.6
	航空特	1,490	1,670	▲180	▲10.8
	一陸特	7,750	9,110	▲1,360	▲14.9
	二陸特*	5,910	6,250	▲340	▲5.4
	三陸特*	1,940	2,030	▲90	▲4.4
	国内電	70	60	10	16.7
	小計	20,060	22,110	▲2,050	▲9.3
アマチュア 無線技士	一級	1,550	1,790	▲240	▲13.4
	二級	900	980	▲80	▲8.2
	三級*	2,340	2,300	40	1.7
	四級*	1,910	2,390	▲480	▲20.1

資格		6 年度	5 年度	増減	増減比 (%)
	小計	6, 700	7, 460	▲760	▲10. 2
合計		41, 160	44, 700	▲3, 540	▲7. 9

*原則、CBT方式による試験執行数(二陸特及び三陸特並びに二海特及び三海特には対面方式による臨時試験執行数も含む。)

(2) 実施時期及び実施地

ア 第一級～第三級総合無線通信士及び第一級～第三級海上無線通信士

事務所所在地（11都市）において、9月期及び3月期に実施（長野市、金沢市及び松山市では第三級海上無線通信士のみ実施）する。

イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地（11都市）において、8月期及び2月期に実施する。（他の都市での第二試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定）

ウ 第一級及び第二級陸上無線技術士

事務所所在地（11都市）において、7月期及び1月期に実施する他、三豊市、舞鶴市（第二級陸上無線技術士のみ実施）及び福岡市（7月期のみ実施）に第二試験場を設置して実施する。（他の都市での第二試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定）

エ 特殊無線技士

事務所所在地（11都市）において、6月期、10月期及び2月期に実施する。（他の都市での第二試験場の設置については、その必要性等を十分に踏まえ決定）

臨時試験については、学校等からの要望に応じて可能な限り実施する。

また、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第二級及び第三級海上特殊無線技士については、受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模でのCBT方式による試験を通年で実施する。

オ 第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地（11都市）において、4月期及び12月期の土・日曜日、8月期の平日に実施する。

カ 第三級及び第四級アマチュア無線技士

受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模でのCBT方式による試験を通年で実施する。

2 講習事業

(1) 主任無線従事者講習

東京（本部）において、5月期、8月期、11月期及び2月期の年4回、対面による講習を実施するとともに、全国規模での非対面式（e-ラーニング）による講習を通年で実施する。受講者数は、令和5年度と比べ若干の減少が見込まれる。

(2) 養成課程

公募養成課程については、受講希望者の利便性に資するよう講習場所の選定等を行い、公益事業としての役割に留意しつつ実施する。併せて、昨年10月から導入されたインボイス制度を踏まえ、受講料に係る証憑書類の請求に対して的確に対応する。

受託養成課程については、講習日程等の調整を適切に実施する等、可能な限り依頼団体の要望に応える。

外国人船員を対象とする第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程について、e-ラーニングによる隨時受講型授業を継続して実施するとともに、現地での職員派遣による集合形式による修了試験を基本としつつ、委託先の要望等を踏まえリモート形式による修了試験も合わせて実施する。

全体の受講者数の8割弱を占める第二級及び第三級陸上特殊無線技士における他社との競合状態は一層厳しさを増すことが想定されることから引き続き減少が見込まれる。なお、航空無線通信士については、航空会社等からの外国人パイロットを対象とした受託養成課程の需要に回復傾向がみられることから受講者数の増加が見込まれる。

養成課程受講見込数

資格	6年度		5年度		増減		増減比 (%)	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三海通	11	330	8	242	3	88	37.5	36.4
四海通	2	28	3	56	▲1	▲28	▲33.3	▲50.0
航空通	9	63	4	24	5	39	125.0	162.5
特殊無線技士	一海特	24	528	25	607	▲1	▲79	▲4.0
	二海特	81	2,187	71	1,944	10	243	14.1
	三海特	20	360	18	336	2	24	11.1
	航空特	24	624	26	752	▲2	▲128	▲7.7
	一陸特	21	588	18	570	3	18	16.7
	二陸特	77	2,387	88	2,946	▲11	▲559	▲12.5
	三陸特	426	13,632	449	13,947	▲23	▲315	▲5.1
	小計	673	20,306	695	21,102	▲22	▲796	▲3.2
合計		695	20,727	710	21,424	▲15	▲697	▲2.1
								▲3.3

(3) 認定講習課程

第三級海上無線通信士課程（第一級海上特殊無線技士又は第二級総合無線通信士の有資格者であって3年以上の経験等を有する者）を3回、東京（本部）で実施する。

(4) 認定新規訓練

日本人船員を対象とした認定新規訓練を、5月期、8月期、12月期及び2月期の年4回、東京（本部）で実施する。

また、外国人船員を対象とした認定新規訓練については、海外で実施する第三級海上無線通信士等の養成課程修了者が受講できるよう、当該養成課程終了後に現地への職員派遣又はリモートによる集合形式で実施する。

(5) 無線従事者フォローアップ研修

令和6年度についても、前年度の事業内容を踏襲し、主に電気通信事業や放送事業等に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等も含めた研修を実施する。

3 周知広報

ポスターやリーフレット等を関係団体、学校等に配布し周知徹底を図るとともに、受験者・受講者等に情報が迅速に提供できるよう協会ホームページの積極的な活用を図る。

4 事業運営の改善等

国家試験及び養成課程の申請者数・受講者数は、長期的に減少傾向にあり、事業活動収入も減少傾向にあることから、各事業の改善すべき課題、経費の削減など幅広く検討の上、令和6年度は次の改善に取り組む。

(1) 試験執行に関する効率化

陸上無線技術士試験のうち、申請者数が多い第一級陸上無線技術士について、令和2年11月期（7月期の定例試験を中止したための代替措置として実施した臨時試験）の試験から、新型コロナウィルス感染症対策として試験会場内の受験者間で一定の距離を確保する必要があったため、2回に分けて実施（2日間ずつの日程で計4日間）してきたが、コロナ禍前の1回（2日間）の日程に集約する。

特殊無線技士4資格及びアマチュア無線技士2資格がCBT方式に完全移行し土日も含めて実施されていることから、定例試験については、原則、平日実施とする。ただし、第一級及び第二級アマチュア無線技士の8月期試験については平日とするが、4月期及び12月期は従前どおり土日に実施する。

(2) 情報システムによる業務の効率化

令和5年度までに試験申請・公募養成申込等について、デジタル化を進めるとともに受験者・受講者情報に関するシステムを中心に段階的なクラウド化を進めてきたが、令和6年度については、協会内で保有する各種事務データ等のクラウド化を行う。

これは、本部及び支部に配置していたデータサーバ・パソコン等のリース期限が令和6年内に到来することに併せて実施するものであり、事務所内のサーバ等の整備を不要とするとともにパソコン類の体系を見直し配備台数を縮減する等によりコストの圧縮を図るとともに災害等によるデータの喪失の防止等業務継続性の確保、情報の共有化等

による事務の効率化を図る。

5 個人情報の保護等

- ア 試験・講習事務を処理する情報システムは、外部インターネット網と完全に分離することで、外部からの攻撃に対して防御し、また、外部への個人情報保護の流出を完全に遮断しており、同システムによる処理の安定運用を図る。
- イ 個人情報の保護及びセキュリティの確保については、これまでも常勤職員の他、本部の非常勤講師を対象とした研修会を開催しているが、引き続き、研修会等を通じて個人情報の保護等に対する意識の徹底を図る。

6 情報公開

定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、国家試験手数料及び講習料等の情報については、引き続きホームページにおいて公開する。